

鋸南町告示第31号

鋸南町空き家バンク成約奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鋸南町空き家バンクの活用及び定住促進による地域活性化を図るため、鋸南町における空き家バンクに登録した空き家の所有者等に対し交付する鋸南町空き家バンク成約奨励金(以下「奨励金」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 鋸南町空き家情報登録制度「空き家バンク」設置要綱(平成27年鋸南町告示第57号。以下「空き家バンク要綱」という。)第2条第1号に規定する空き家で、空き家バンク要綱第4条第2項に規定する登録がされている物件をいう。
- (2) 所有者等 空き家に係る所有権又は売却若しくは賃貸を行うことができる権利を有する者をいう。
- (3) 購入者等 空き家バンク要綱第8条第2項に規定する利用登録を行い、空き家を購入又は賃借する者をいう。
- (4) 空き家バンク 空き家バンク要綱第2条第3号に規定する空き家バンクをいう。

(奨励金の交付対象者)

第3条 奨励金の交付を受けることができる者は、空き家の売買又は賃貸借契約を成立させた所有者等であって、次の各号の全てに該当するものとする。ただし、所有者等と購入者等が三親等以内の親族である場合にあつては、奨励金を交付しない。

- (1) 奨励金の交付申請時において、町税等に滞納がないこと。
- (2) 鋸南町暴力団排除条例(平成24年鋸南町条例第2号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等でないこと。

(奨励金の額)

第4条 奨励金の額は、5万円を1回限り交付するものとする。

(奨励金の交付申請)

第5条 奨励金の交付を受けようとする者は、登録空き家等の売買又は賃貸借契約を成立させた日の翌日から起算して90日以内に、鋸南町空き家バンク成約奨励金交付申請書兼請求書(様式第1号)及び鋸南町空き家バンク成約奨励金誓約書兼同意書(様式第2号)に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 登録空き家の売買契約書又は賃貸借契約書若しくは使用貸借契約書の写し

(2) 前号に掲げる者のほか、町長が必要と認める書類

(奨励金の交付決定)

第6条 町長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、奨励金の交付を決定したときは、鋸南町空き家バンク成約奨励金交付決定通知書(様式第3号)により当該申請をした者に通知し、奨励金を交付するものとする。

(奨励金の交付決定の取消し)

第7条 奨励金の交付又は交付決定を受けた者が、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当したときは、当該交付決定を取り消し、期限を定めてその返還を求めることができるものとする。

(1) 偽りその他不正の手段により、奨励金の交付決定を受けたとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、町長が奨励金の交付を不相当と認めるとき。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。